

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第8号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 7 月 5 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

記

平成21年度包括外部監査（補助金等の事務の執行について）

1 連合自治組織運営費補助金〔市民自治推進課〕

【指摘事項】

市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であると考えます。

【措置の状況】

市及び各区自治会連合会は、住民の福祉を増進し、市全体の発展に寄与している団体であり、行政からの依頼事項や報告事項も多く、日常的に連絡調整を図る必要があるなど公益上の必要性も認められるため、市の施設の無償提供は適当であると考えます。

なお、無償提供の是非の再検討に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

2 静岡市暴力追放推進協議会補助金 [生活安心安全課]

【指摘事項】

対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

平成26年4月1日付けで、静岡市暴力追放推進協議会運営事業等補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、補助等の対象経費を明文化するとともに、補助額の適正性を検証することとしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

3 静岡市国際交流協会補助金 [男女参画・多文化共生課]

【指摘事項】

(1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

(2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考えます。

(3) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

平成28年4月1日付けで静岡市国際交流協会運営等補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、③補助等の割合

等を明確にしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

4 まちづくり推進事業補助金〔生涯学習推進課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の用途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

平成29年3月31日付けで「静岡市まちづくり推進事業補助金交付要綱」を制定し、平成29年4月1日付けで施行しました。

同要綱第1条に、交付目的を記載し、第5条に、補助対象経費を定めました。

また、平成29年度より、交付申請書に各事業数及び参加者見込数、報告書に各事業数及び参加者数を記載することとしました。この結果を参考に、平成30年度から各事業数及び参加者数

を成果指標として設定する予定です。

5 清水保健委員協議会補助金〔清水区役所健康支援課〕

【指摘事項】

「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」が明確か。

各所管課は、担当する補助金等が「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」といった具体的内容を満たしたものとなっているかについて、再度検討することが必要であると考える。

【措置の状況】

静岡市清水保健委員協議会は、設立時に静岡市清水保健委員協議会会則を制定しています。

同会則第1条において、「生涯を通じて、生きがいを持ち、健康な人が満ちあふれるまちをめざし、地域における住民の自発的な健康づくりの推進を図る」といった目的が記載されており、また同会則第2条には、目的を達成するための活動として、

- (1) 食生活、運動、休養、睡眠、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する活動
- (2) 各種健康診査の普及啓発に関する活動
- (3) 住民の健康意識の向上及び自主的活動への啓発に関する活動
- (4) その他目的達成に必要な活動

といった活動内容が記載されております。

しかし、補助金交付団体の会則は団体内において、その内容を変更することが可能であることから、今後は、補助金交付申請時に申請書類に会則を添付することとし、公益性は担保されているか、また、事業内容は適切かを審査して補助金の交付決定をすることとします。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

6 静岡まつり開催補助金〔観光交流課〕

【指摘事項】

- (1) 補助団体の事務作業を所管が行っていることをどう考えるか。

「補助団体の自立に向けて、自主運営能力を高めるための指導に努めること、あるいは、より適切な協働手法について検討されたい。」市はこのような状態の解消に向けて努力すべきであるとの市監査委員の指摘である。

- (2) 市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であると考えたとの市監査委員の指摘である。

【措置の状況】

静岡まつりの開催に係る事務については、実行委員会と市で役割分担のもと行っています。平成27年4月1日からは新たに静岡まつり実行委員会内に事務局を立ち上げました。

市担当の事務については、来場者の安全管理にかかる警察・消防・保健所等への届出等の事務と、市の広報等です。

特に安全に関する事務は、行政が担うべき事務だと考えております。

市の施設を無償で提供していることについては、市民、経済界、行政と一体となって作り上げる市を代表するイベントであるとともに、市の方針である交流人口の増加、まちの賑わい創出、地域経済の活性化を図る事業のため、継続していきたいと考えております。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

7 清水みなと祭り開催補助金 [観光交流課]

【指摘事項】

(1) 補助団体の事務作業を所管が行っていることをどう考えるか。

「補助団体の自立に向けて、自主運営能力を高めるための指導に努めること、あるいは、より適切な協働手法について検討されたい。」市はこのような状態の解消に向けて努力すべきであるとの市監査委員の指摘である。

(2) 市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であると考えたとの市監査委員の指摘である。

【措置の状況】

みなと祭りの開催にかかる事務については、実行委員会と市で役割分担のもと行っています。市担当の事務については、来場者の安全管理に係る警察・消防・海保・国土交通省・保健所清水港管理局等への届出等の事務と、市の広報等です。

特に安全に関する事務は、行政が担うべき事務だと考えております。

市の施設を無償で提供していることについては、市民、経済界、行政と一体となって作り上げる市を代表するイベントであるとともに、市の方針である交流人口の増加、まちの賑わい創

出、地域経済の活性化を図る事業のため、継続していきたいと考えております。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

8 木造釈迦如来坐像保存修理補助金〔文化財課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

【措置の状況】

文化財の保存修理補助金の効果を個別に成果指標で示すことは困難ですが、多額の補助金を交付している文化財の保存修理の成果を、市民に還元していく新たな取組みとして、補助金交付先の文化財所有者のもとで、保存修理後の文化財等を中心に平成29年10月15日～平成29年12月9日に順次、特別公開を行いました。

来年度以降も補助金交付先への協力を求め、継続実施していくこの取組みにおいて、公開箇所数を成果指標に決定し、その効果を測定していきます。

なお、文化財保存修理補助金の効果の測定を可能にするような成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念していたことから、今回の報告となりました。

<参考>

補助金交付先（H26～28年度）：13ヶ所

H29年度公開目標値：8ヶ所、実施：9ヶ所

9 市体育協会補助金（運営費補助金）〔スポーツ振興課〕

【指摘事項】

市の外郭団体に対する運営費補助金をどのように考えるか。

市は、本当に運営費補助金がなければ運営が成り立っていないのか、補助金等の交付の中止や減額の余地はないだろうかといった点について、もう一度検討することが必要ではないだろうか。

【措置の状況】

当該補助金については、平成23年度に静岡市体育協会事業補助金交付要綱を制定し、当要綱で運営費補助を廃止し、事業費補助へ見直しました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

10 建築物等緑化奨励補助金〔環境創造課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金は、事業の精査を行った結果、所期の行政目的を果たしたこと等により平成24年度をもって廃止しました。

なお、補助金の廃止に際して、措置状況の報告を失念していたことから、今回の報告となりました。

11 重度障害者生活訓練ホーム事業運営費補助金〔障害者福祉課〕

【指摘事項】

市の政策目的に合致したもののか。

各補助金等が真に市が支出すべきものであり、現在の社会経済情勢に適合したものであることを説明するためにも、各所管課は、各補助金等の「総合計画上の位置付け」を明確にすることが必要であると考えます。

【措置の状況】

平成23年4月1日、障害者自立支援法の施行により法定サービスとして位置づけられたため廃止しました。

なお、交付要綱の廃止に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

12 市身体障害者団体連合会補助金〔障害者福祉課〕

【指摘事項】

補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

【措置の状況】

平成23年4月1日付けで「静岡市障害者団体事業費補助金交付要綱」を制定しました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

13 知的障害者施設整備事業費補助金（現：静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金）〔障害者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金は、社会福祉施設の整備に要する費用に係る借入金の償還に対して、あらかじめ20年間の債務負担行為を前提として補助決定したうえで、毎年度の補助金を交付するものであるため、成果指標の設定にはなじまないものと考えます。

なお、知的障害者施設に係る償還補助については26年度で終了しており、本件要綱により現在補助実施する身体障害者施設に係る1事案が34年度に償還終了となった後、本要綱も廃止する予定です。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

14 重度身体障害者住宅改造費補助金〔障害者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

制度利用者が住宅の改造により得られた生活のしやすさの向上について、客観的測定を行う

ことは困難であると考えため、住宅の改造に係る相談、申請案内、補助金の支払い等、一連の事務処理を確実に実施することをもって成果指標としています。

事務事業総点検表においても同様の取扱いとしています。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

15 身体障害者施設整備事業費補助金（現：静岡市障害者福祉施設整備事業費借入金償還補助金）〔障害者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

【措置の状況】

当該補助金は、社会福祉施設の整備に要する費用に係る借入金の償還に対して、あらかじめ20年間の債務負担行為を前提として補助決定したうえで、毎年度の補助金を交付するものであるため、成果指標の設定にはなじまないものと考えます。

なお、現在補助実施する事案1件については、34年度に償還終了となるため、その後本要綱も廃止する予定です。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

16 軽費老人ホーム事務費補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

【措置の状況】

当該補助金は、主に低所得者層の高齢者が入所する軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対し、事務費の一部を補助するもので、これにより施設の安定運営及び入居者の費用負担軽減が図られ、軽費老人ホームへの入所を希望する方が安心して入居できるようにするものです。成果指標については、指摘を踏まえ平成23年度の事務事業総点検から「法人の健全運営」とし

て設けています。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

17 シルバー人材センター補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (4) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の用途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金については、平成24年4月1日付けで静岡市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱を制定し、同日から施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

なお、交付要綱の制定等に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

18 ふれあい懇談会事業補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

- (1) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (2) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (3) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金は、類似するS型デイサービス事業があったことから、事業の精査を行った結果、平成23年度をもって廃止しました。

なお、補助金の廃止に際して、措置状況の報告を失念していたことから、今回の報告となりました。

19 高齢者社会参加促進事業補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

(5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金については、平成23年4月1日付けで静岡市高齢者社会参加促進事業補助金交付要綱を制定し、同日から施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

成果指標については、指摘を踏まえ平成23年度の事務事業総点検から「当該活用団体への支援」として設けています。

なお、交付要綱の制定等に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

20 高齢者・身体障害者住宅改造費補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

成果指標については、指摘を踏まえ平成23年度の事務事業総点検から「持続可能な在宅生活の支援」として設けています。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

21 民間特別養護老人ホーム等運営費補助金〔高齢者福祉課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金は、社会福祉法人が特別養護老人ホームを建設する際、要した費用の借りに係る元利分を補助するもので、これにより社会福祉法人が施設の安定運営を図り、特別養護老人ホームへの入所を希望する方が安心して入所できるようにするものです。

成果指標については、指摘を踏まえ平成23年度の事務事業総点検から「法人の健全運営」として設けています。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

22 山間地診療所運営費補助金〔保健医療課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

平成23年度の事務事業総点検開始に合わせて、成果指標の設定を行いました。

また、成果指標については、当該補助の趣旨に鑑み「山間地診療所（5か所）の開設状況」としております。

なお、指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

23 市医師会運営費補助金（現：保健衛生団体事業費補助金）〔保健医療課〕

【指摘事項】

毎年「同額」支出の補助金等は適正なものと言えるのか。

補助等の対象となる経費の範囲を明確にし、補助金等の算定方法に工夫を加えることを、上限額を設けることも含めて検討すべきである。

【措置の状況】

当該補助金については、平成24年4月1日付けで、「保健衛生団体事業費補助金」として改正し、同日から施行しました。

当該交付要綱改正では、従前の運営費補助から事業費補助に切り替え、補助対象経費の範囲、補助上限を定めました。

なお、交付要綱の改正に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

24 市薬剤師会運営費補助金（現：保健衛生団体事業費補助金）〔保健医療課〕

【指摘事項】

毎年「同額」支出の補助金等は適正なものと言えるのか。

補助等の対象となる経費の範囲を明確にし、補助金等の算定方法に工夫を加えることを、上限額を設けることも含めて検討すべきである。

【措置の状況】

当該補助金については、平成24年4月1日付けで、「保健衛生団体事業費補助金」として改正し、同日から施行しました。

当該交付要綱改正では、従前の運営費補助から事業費補助に切り替え、補助対象経費の範囲、補助上限を定めました。

なお、交付要綱の改正に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

25 救急歯科センター運営費補助金〔保健医療課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

平成23年度の事務事業総点検開始に合わせて、成果指標の設定を行いました。

また、成果指標については、当該補助の趣旨に鑑み「日祝日等における救急歯科診療対応日数」としております。

なお、指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

た。

26 市獣医師会補助金（現：猫不妊手術事業補助金）〔動物指導センター〕

【指摘事項】

(1) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

(2) 補助金等の使途のチェックは十分に行われているか。

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであると考ええる。

【措置の状況】

当該補助金についての成果指標については、当センターでの猫の殺処分頭数を設定しました。また、補助金の申請時に実施した頭数を申請し、それに対する出来高払いで支出するため、申請時に使途のチェックを行っていました。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

27 子育て支援事業補助金〔子ども未来課〕

【指摘事項】

補助金等の使途のチェックは十分に行われているか。

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであると考ええる。

【措置の状況】

子育て支援事業補助金（子育てトーク等）について、補助金交付先である「市社会福祉協議会」から「事業収支決算書」及び「事業報告書」の提出は受けていましたが、補助金の使途チェックをより詳細に行うため、平成22年度から、年度終了後に、事業を実施した会場ごとに「事業収支決算書」及び「事業報告書」を作成し提出させ、支出項目等と事業内容の確認を行い、補助金が目的外使用されていないかチェックを行うこととしました。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

28 清水地域青少年健全育成事業補助金〔青少年育成課〕

【指摘事項】

市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であると考えます。

【措置の状況】

当該補助金は、青少年の健全育成及び非行防止を推進することを目的として、清水区の連合自治会の区域ごとに組織された地区青少年育成推進委員会（以下、「当該団体」という。）に対し、補助金を交付するものです。

また、当該団体は主に生涯学習交流館を活動拠点としており、その使用にあたっては、市生涯学習施設条例に基づく利用許可を受け、同条例第8条及び第9条により、「公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。」として、市長より「使用料を徴収しない」と認められています。

なお、監査人からのアンケートにおいて、「市の施設の無償提供あり」と回答したのは、同条例に基づき使用料を徴収しないと認められたものについて、市の施設を無償で提供していると誤った解釈をしてしまったためです。

そのため、当該団体に対し、市の施設を無償で提供している事実はありません。

なお、この確認の報告を失念しておりましたので、今回の報告となりました。

29 校庭開放事業運営費補助金〔青少年育成課〕

【指摘事項】

(1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

(2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考えます。

(3) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

平成24年4月1日付けで「静岡市校庭開放事業補助金交付要綱」を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明らかにし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

なお、当要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

30 少年団体（子ども会）運営費補助金 [青少年育成課]

【指摘事項】

(1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

(2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

(3) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

平成24年4月1日付けで「静岡市子ども会連合会運営費補助金交付要綱」を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

31 清水地域成人の日行事実行委員会補助金 [青少年育成課]

【指摘事項】

市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であるとする。

【措置の状況】

清水地域成人の日行事実行委員会補助金交付要綱は、平成 23 年度末をもって廃止されており、以後、同要綱に係る成人の日行事は開催されておりません。

なお、交付要綱の廃止に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

32 少年教室運営委員会補助金 [青少年育成課]

【指摘事項】

市の施設を無償で提供していることをどう考えるか。

補助金等の交付団体に対して、無償で市の施設を提供しているケースについては、無償で提供することの是非について再度検討することが必要であるとする。

【措置の状況】

当該補助金は、青少年の健全育成を推進することを目的として、少年教室事業を行う運営委員会（以下、「当該団体」という。）に対し、補助金を交付するものです。

また、当該団体は主に生涯学習交流館を活動拠点としており、その使用にあたっては、市生涯学習施設条例に基づく利用許可を受け、同条例第 8 条及び第 9 条により、「生涯学習に関する活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。」として、市長より「使用料を徴収しない」と認められております。

なお、監査人からのアンケートにおいて、「市の施設の無償提供あり」と回答したのは、同条例に基づき使用料を徴収しないと認められたものについて、市の施設を無償で提供していると誤った解釈をしてしまったためです。

そのため、当該団体に対し、市の施設を無償で提供している事実はありません。

なお、この確認の報告を失念しておりましたので、今回の報告となりました。

33 市青年団協議会事業補助金 [青少年育成課]

【指摘事項】

(1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3 年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

(2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等に

その支出の「目的」を記載すべきであると考え。

(3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考え。

(4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

平成24年4月1日付けで「静岡市青年団連絡協議会事業補助金交付要綱」を制定し、同日施行するとともに、同要綱にて、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

また、成果指標として、同補助金の趣旨に鑑み、平成24年度から青年団活動の延べ参加者数を設定しました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

34 児童福祉援護団体等運営費補助金 [子ども家庭課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考え。

【措置の状況】

当該補助金は、ひとり親家庭、寡婦の福祉の増進を目的に補助金を交付しています。平成27年度から成果指標として、「申請者からの申請に対する適切な交付」を設けていましたが、平成28年度からは、参加者へのアンケート調査を実施することにより「満足度80%以上」へと変更しました。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

35 労働者福祉協議会補助金〔商業労政課〕

【指摘事項】

市の政策目的に合致したのか。

各補助金等が真に市が支出すべきものであり、現在の社会経済情勢に適合したものであることを説明するためにも、各所管課は、各補助金等の「総合計画上の位置付け」を明確にすることが必要であると考え。

【措置の状況】

当該補助金については、第1次総合計画において、具体的な事業名の記載がありませんが、第2次総合計画の産業・経済分野における大施策（3）の中施策①「勤労者福祉の増進」及び②「就労環境の向上」に資するものであり、事業者団体への助成を通じ、勤労者の福祉を向上することで、施策の実現を図るものであり、市の政策目的に合致するものと考えています。

なお、指摘事項に対する措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

36 勤労者協議会連合会補助金〔商業労政課〕

【指摘事項】

市の政策目的に合致したのか。

各補助金等が真に市が支出すべきものであり、現在の社会経済情勢に適合したものであることを説明するためにも、各所管課は、各補助金等の「総合計画上の位置付け」を明確にすることが必要であると考え。

【措置の状況】

当該補助金については、第1次総合計画において、具体的な事業名の記載がありませんが、第2次総合計画の産業・経済分野における大施策（3）の中施策①「勤労者福祉の増進」及び②「就労環境の向上」に資するものであり、事業者団体への助成を通じ、勤労者の福祉を向上することで、施策の実現を図るものであり、市の政策目的に合致するものと考えています。

なお、指摘事項に対する措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

37 勤労者教育資金利子補給金〔商業労政課〕

【指摘事項】

市の政策目的に合致したのか。

各補助金等が真に市が支出すべきものであり、現在の社会経済情勢に適合したものであることを説明するためにも、各所管課は、各補助金等の「総合計画上の位置付け」を明確にするこ

とが必要であると考え。

【措置の状況】

当該補助金については、第1次総合計画において、具体的な事業名の記載がありませんが、第2次総合計画の産業・経済分野における大施策（3）の中施策①「勤労者福祉の増進」及び②「就労環境の向上」に資するものであり、勤労者に向けた経済的支援を通じ、勤労者の福祉を向上することで、施策の実現を図るものであり、市の政策目的に合致するものと考えています。

なお、指摘事項に対する措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

38 勤労者住宅建築資金利子補給金 [商業労政課]

【指摘事項】

(1) 市の政策目的に合致したもののか。

各補助金等が真に市が支出すべきものであり、現在の社会経済情勢に適合したものであることを説明するためにも、各所管課は、各補助金等の「総合計画上の位置付け」を明確にすることが必要であると考え。

(2) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考え。

【措置の状況】

当該補助金については、第1次総合計画において、具体的な事業名の記載がありませんが、第2次総合計画の産業・経済分野における大施策（3）の中施策①「勤労者福祉の増進」及び②「就労環境の向上」に資するものであり、勤労者へ向けた経済的支援を通じ、勤労者の福祉を向上することで、施策の実現を図るものであり、市の政策目的に合致するものと考えています。

また、効果の測定を可能にする成果指標としては、平成24年度（対象：23年度分）から始まった事務事業総点検において成果指標を設定し、効果の測定を行っていました。

なお、当該補助金は、平成3年度から制度を開始しましたが、7年度頃から低金利時代に入り、14、15年度に新たな申込がなかったことから、事業の精査を行い、16年度に新規申込の受付を停止し、対象者の補給期間の終了をもって、27年度に制度を廃止しています。

補助金の廃止に際し、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

39 茶販路拡張事業補助金〔商業労政課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。
なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考え。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考え。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

平成26年4月1日付けで静岡市茶販路拡張事業補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、これにより③補助額の適正性を検証できるものとなりました。

また、事務事業総点検において成果指標を設定し、効果の測定を行っています。

なお、指摘事項に対する措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

40 農業共済事業補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

当事業は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき共済事業を行うことを目的としており、静岡県中部農業共済組合が行う農業共済事業に対し、加入する中部5市2町が主管課長会議において補助内容等を決定（金額は3年毎に見直し）し補助しています。

そのため、当市独自要綱等で事業運営ができないこと及び、補助対象者が1団体のみであることから要綱の作成は困難ですが、事業決裁において事業目的、算出根拠や負担割合などを諮り意思決定しています。

なお、事業の性質等を踏まえ、平成26年度より「補助金」から「負担金」へと科目変更しました。

また、第193回通常国会において、農業災害補償法の一部改正法案が可決承認され、平成30年4月1日より農業保険法として施行されることとなり、今後組合の事業は従前の農業共済制度と新たな収入保険制度の2本立てとなります。

効果の測定については、これまで事業報告書の内容を精査し判断していましたが、平成23年度事務事業総点検表を作成する中で、効果の測定を可能にする成果指標を設定し、それ以降、毎年度作成する事務事業総点検表の中で成果指標を設定しています。

なお、これらの指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告とな

りました。

41 農業協同組合補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考え。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考え。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金については、

- (1) 平成25年度内に「静岡市農業協同組合営農指導等事業補助金交付要綱」を作成し、平成26年4月1日から施行しています。

- (2) 交付要綱の条項として、第1条に「趣旨」を記載しています。

- (3) 平成26年度事務事業総点検表を作成する中で、効果の測定を可能にする成果指標を設定し、それ以降、毎年度作成する事務事業総点検表の中で成果指標を設定しています。

- (4) 交付要綱の条項として、第4条に「補助対象経費」を記載しています。

なお、これらの指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

42 駿府本山お茶まつり補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

- (6) 毎年「同額」支出の補助金等は適正なものと言えるのか。

補助等の対象となる経費の範囲を明確にし、補助金等の算定方法に工夫を加えることを、上限額を設けることも含めて検討すべきである。

【措置の状況】

当該補助金は、毎年補助の要否を検討し、金額を財政課の予算査定により判断しているなど、ルール化に適さないため要綱は作成していませんが、事業決裁において事業目的、算出根拠や負担割合などを諮り意思決定しています。

また、事業効果の測定については、本市の二大ブランド茶の一つである「静岡本山茶」の浸透が事業目的であることから、平成26年度以降事務事業総点検表を作成する中で、催事の来場者数を成果指標として設定しております。

対象経費については、交付申請書、実績報告書等で費目を確認しています。

補助額については、補助率が一般的な事業活動助成に対する上限割合の1/2を著しく上回

っていること及び、決算における繰越額が補助金額に対して過大であることから、平成21年に見直しを行い、平成21年度は補助金額を765万円から500万円に削減しました。

なお、これらの指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

43 農業祭開催補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

- (1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

- (2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであるとする。

- (3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであるとする。

- (4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

- (5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金については、平成26年9月1日付けで静岡市農業まつり開催事業補助金交付要綱を制定し、同年9月1日から施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、交付申請書、実績報告書等で費目を確認しています。

また、効果の測定については、農業ゾーンに限定した効果の把握や、具体的な成果指標の設定は事業の性質上困難ですが、事業報告書の内容を精査し判断しており、事務事業総点検表の成果指標を設定しています。

なお、これらの指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

44 防霜施設整備推進事業補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該事業については他の事業など施策全体の中で見直し、平成23年度をもって終了しました。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

45 茶園改植推進事業補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

(1) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

(2) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

【措置の状況】

老朽化した茶樹の植え替え（改植）を対象とした事業であり、効果の発現までに3～5カ年を要するため効果測定が困難なことから、成果指標は設けていません。

また、要綱に対象経費の範囲については明記されていませんが、対象経費となる項目とその単価から標準事業費を積算しており、補助金額は標準事業費をもとに算出しています。

当該事業については平成23年度をもって事業を終了し、内容を見直し茶園地再編対策事業に統合しました。

なお、これらの指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

46 認定農業者支援事業補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、平成25年度事務事業総点検表を作成する中で、効果の測定を可能にする成果指標を設定し、それ以降、毎年度作成する事務事業総点検表の中で成果指標を設定しています。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

47 経営改善支援活動事業補助金〔農業政策課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、平成24年度事務事業総点検表を作成する中で、効果の測定を可能にする成果指標を設定し、それ以降、毎年度作成する事務事業総点検表の中で成果指標を設定しています。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

48 農業近代化資金補助金 [農業政策課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えている。

【措置の状況】

当該補助金については、平成27年度事務事業総点検表を作成する中で、効果の測定を可能にする成果指標を設定し、それ以降、毎年度作成する事務事業総点検表の中で成果指標を設定しています。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

49 農業災害対策資金利子補給金 [農業政策課]

【指摘事項】

補助金等の使途のチェックは十分に行われているか。

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであると考えている。

【措置の状況】

当事業は、平成16年12月5日の暴風により被害を受けた施設園芸農家の支援を目的として、静岡市農業協同組合及び清水農業協同組合が貸付を行った農業災害対策資金に対する利子補給であり、毎年提出される農業災害対策資金貸付実績報告書及び貸付実績書で内容を確認しているため、目的外に使用されることはありません。

また、要綱別表の貸付条件の中で、償還期限等を最長で10年以内（ただし、必要に応じて、1年以内の措置期間を認める。）としており、平成27年度で事業は完了しています。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

50 都市農業維持等支援事業費 [農業政策課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

【措置の状況】

この事業は本市が政令指定都市に移行した際の激変緩和を目的とした臨時的事業で、平成18年度の開始から5年間という時限措置により実施されたため、平成22年度で事業は終了しています。

なお当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

51 静岡市土地改良連絡協議会補助金〔農地整備課〕

【指摘事項】

補助金等の使途のチェックは十分に行われているか。

審査に使用する資料として決算書だけでなく、市の担当者にとって理解しやすい様式に工夫した資料の作成を求めるべきである。

【措置の状況】

補助金の交付先である静岡市土地改良連絡協議会に、審査に使用する決算書だけでなく、静岡市補助金における収支の提出を求めて、補助金の使途を確認しております。

なお、補助金の使途確認方法に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

52 漁業協同組合補助金〔水産漁港課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

【措置の状況】

当該補助金については、漁協の組織基盤の強化を図ることを目的としており、成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、漁業協同組合の組合員数

を設けました。

なお、成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

53 種苗放流事業費補助金 [水産漁港課]

【指摘事項】

(1) 「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」が明確か。

各所管課は、担当する補助金等が「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」といった具体的内容を満たしたものとなっているかについて、再度検討することが必要であると考えます。

(2) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、漁業権を有する漁業協同組合が種苗放流事業を実施することによって、水産資源を増やし、それを漁獲する漁業者の経営の安定に資することにより、水産業の振興を図ることを目的としています。指摘を踏まえ、漁業者に対して、高付加価値な魚種を放流することにより水産資源量を増やし、漁獲により経営の安定を図ることを、平成22年度から事業決裁等で明確にしました。

成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、静岡市内（用宗漁港、清水港、由比漁港）の漁獲金額を設けました。

なお、補助金の具体的内容及び成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

54 河川放流費補助金 [水産漁港課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、水産業の振興を図ることを目的としており、成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、河川遊漁者数を設けました。

なお、成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

55 用宗漁港まつり補助金 [水産漁港課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えている。

【措置の状況】

当該補助金については、本市の代表的な水産物である、しらす等を広く市民にPRし、消費拡大と魚食普及を推進することで、水産業の活性化を図ることを目的としており、成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、用宗漁港まつり来場者数を設けました。

なお、成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

56 清水お魚ふれあい事業費補助金 [水産漁港課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えている。

【措置の状況】

当該補助金については、次世代を担う子供たちに、しらす漁や地引網漁業を体験、見学させることで、地場産業や資源管理、環境保全の重要性などに対する理解を深めてもらい、水産業の伝承を図ることを目的としており、成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、清水お魚ふれあい事業体験会・見学会参加者数を設けました。

なお、成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

57 漁業近代化資金利子補給金 [水産漁港課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、漁業者が資本整備に投資しやすい情勢を整えることで、漁業の振興を図ることを目的としており、成果指標については、指摘を踏まえ、平成23年度事務事業評価の開始に合わせて、漁業近代化資金利子補給金の申請に対する適正な処理件数を設けました。

なお、成果指標の設定について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

58 森林環境基金補助金 [中山間地振興課]

【指摘事項】

(1) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

(2) 補助金等の用途のチェックは十分に行われているか。

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、平成28年度に作業道の開設及び林業機械購入費補助事業において効果の測定が可能な成果指標を設定しました。

補助金の用途のチェックについても、作業道の開設及び林業機械購入費補助事業ともに、必ず現地調査と書類調査を行い適切な執行に対してチェックを行っています。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

ました。

59 農林産物被害対策事業（現：野生鳥獣被害防除事業補助金）〔中山間地振興課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

【措置の状況】

当該補助金の効果測定については、平成27年度から野生動物からの農作物被害を防除するための防護柵を設置した農地面積という成果指標を設けました。

なお、成果指標の設定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

60 清水国産材加工事業協同組合補助金〔中山間地振興課〕

【指摘事項】

(1) 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか。

補助金を適正に交付するためには、個々の補助金ごとに交付要綱を作成する必要がある。なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員から指摘されている事項である。

(2) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考ええる。

(3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

(4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

(5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

(6) 補助金等の使途のチェックは十分に行われているか。

市は補助金等の目的外使用を防止するためにも、その確認を実施していない補助金等については、十分なチェックを行うべきであると考えます。

【措置の状況】

当該補助金については、平成28年 4 月 1 日付けで小径木利用促進事業補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定めました。

また、平成28年度、小径木利用促進事業において効果の測定が可能な成果指標を設定しました。

補助金の使途のチェックについても、必ず書類調査を行い適切な執行に対して確認を行っています。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

61 山間地バス路線維持費補助金及び市街地バス路線維持費補助金（現：バス路線維持費補助金）[交通政策課]

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

平成24年度実施の事務事業総点検から、「補助金交付により、現状のバス路線を維持する。」との成果指標を設けております。

また、平成25年 3 月に策定した「静岡市バス交通計画」においては、「公共交通空白地区の拡大抑制」を成果指標として設けております。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

62 鉄道輸送高度化事業費補助金（現：鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金）〔交通政策課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

【措置の状況】

平成24年度実施の事務事業総点検から、「補助金交付により、鉄道路線の安全性を向上させる。」との成果指標を設けております。また、平成26年度からは成果指標を「補助金交付により、鉄道施設の不具合による事故を無くす」と設定しています。

なお、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

63 緑化推進協議会補助金（静岡市花と緑のまちづくり協議会補助金）〔緑地政策課〕

【指摘事項】

(1) 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか。

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考ええる。

(2) 「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」が明確か。

各所管課は、担当する補助金等が「誰に（何に）対して」「どのような状態にしたいのか」といった具体的内容を満たしたものとなっているかについて、再度検討することが必要であると考ええる。

(3) 効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考ええる。

(4) 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか。

市は、補助金等の対象となる経費の対象範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

(5) 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか。

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

(6) 毎年「同額」支出の補助金等は適正なものと言えるのか。

補助等の対象となる経費の範囲を明確にし、補助金等の算定方法に工夫を加えることを、上限額を設けることも含めて検討すべきである。

【措置の状況】

平成29年4月1日付けで静岡市花と緑のまちづくり協議会事業補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、③補助額の適正性を検証することとし、④補助金等の算定方法に上限額を設けました。

また、成果指標は、静岡市みどりの基本計画アクションプログラムに基づき設定しました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

64 保存樹木管理事業費（保存樹木保全補助金）〔緑地政策課〕

【指摘事項】

効果の測定を可能にするような成果指標を設けているか。

市が補助金等の目標達成度についての説明責任を果たすためには、目標に、効果の測定を可能にするような成果指標が含まれていることが大変重要な要素になる。市は、効果の測定を可能にするような成果指標を必ず設定すべきであると考えます。

【措置の状況】

成果指標は、静岡市みどりの基本計画アクションプログラムに基づき設定しました。

なお、アクションプログラムの策定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

65 消防団員退職報償金負担金〔警防課〕

【指摘事項】

補助団体の事務作業を所管課が行っていることをどう考えるか。

市監査委員は、「補助団体の自立に向けて、自主運営能力を高めるための指導に努めること、

あるいは、より適切な協働手法について検討されたい。」と述べているが、私たちも同じ考えであり、市はこのような状態の解消に向けて努力すべきである。

【措置の状況】

本監査に際し実施されたアンケート調査において誤解があり、当該負担金が監査人が対象とする補助金等に該当するものとして回答していました。

当該負担金は、消防組織法第9条で規定する市町村に義務設置される消防団員等について、消防組織法第24条に規定する消防団員等の損害補償のために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の定めにより、静岡市と消防団員等公務災害補償等共済基金との契約締結に基づき掛金を負担するものです。

よって、当該負担金は監査人が対象とする補助金等に当たりません。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

66 消防団員等公務災害補償費負担金 [警防課]

【指摘事項】

補助団体の事務作業を所管課が行っていることをどう考えるか。

市監査委員は、「補助団体の自立に向けて、自主運営能力を高めるための指導に努めること、あるいは、より適切な協働手法について検討されたい。」と述べているが、私たちも同じ考えであり、市はこのような状態の解消に向けて努力すべきである。

【措置の状況】

本監査に際し実施されたアンケート調査において誤解があり、当該負担金が監査人が対象とする補助金等に該当するものとして回答していました。

当該負担金は、消防組織法第9条で規定する市町村に義務設置される消防団員等について、消防組織法第24条に規定する消防団員等の損害補償のために、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の定めにより、静岡市と消防団員等公務災害補償等共済基金との契約締結に基づき掛金を負担するものです。

よって、当該負担金は監査人が対象とする補助金等に当たりません。

なお、当該指摘事項について、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。